

もしもの時に備えて

やっていますか？ 自衛消防訓練

～今だからこそ、できること～



避難訓練 出勤時間等を利用して、避難経路の確認をしましょう。

消火訓練 消火器の使い方を確認して、どこに置いてあるのかチェックしましょう！

通報訓練 模擬119番通報をしてみましょう。
(通報したつもりで訓練をしてみましょう。)

実際に119番するには、消防職員の立合いが必要です！



★ 東京消防庁のホームページや、公式アプリの中に、**消火器の使い方や通報訓練の参考となる動画**がとてもしっかりやすく掲載されています。
ぜひ一度チェックしてみてください♪

● 自衛消防訓練は、継続して繰り返し行うことが大切です！

東京消防庁 公式アプリ

ダウンロードはこちら！



iOS版



Android版



町田市消防団員の募集

地域のために、消防団活動をしてみませんか？
地域の防災リーダーとして、火災はもちろん、地震や風水害などの災害時に活動します。

町田市にお住まい、または在勤・在学で18歳以上の心身が健康な皆様、ぜひお問合せください。

問合せ先 町田市防災課 電話 042-724-3254



■ 町田消防署(本町田2380-3)
TEL:042-794-0119
FAX:042-794-0140

■ 忠生出張所(忠生3-6-1)
TEL:042-792-0119
FAX:042-792-0442

■ 成瀬出張所(成瀬8-9-20)
TEL:042-720-0119
FAX:042-720-0295

■ 南出張所(金森4-5-2)
TEL:042-795-0119
FAX:042-796-8988

■ 西町田出張所(相原町45-3)
TEL:042-770-0119
FAX:042-774-5835

メールアドレス matida@tfd.metro.tokyo.jp

ホームページ <http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-matida/html>

■ 鶴川出張所(鶴川3-2-4)
TEL:042-735-0119
FAX:042-735-0224

火事と救急
は119番！



ほのお

春の
火災予防運動
3月1日(月)～3月7日(日)

2021. 3 No. 168



もう一度 確認 安心 火の用心

令和2年度東京消防庁防火標語 作者 菅野 珠加さん(江戸川区在住)

発行 町田防火防災協会 町田危険物安全協会 町田防火管理者研究会 監修 町田消防署

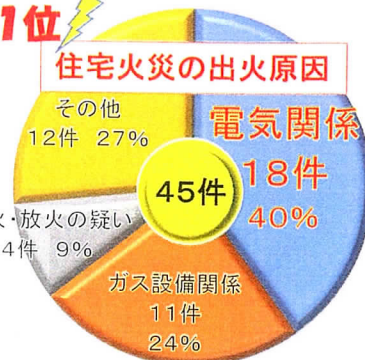
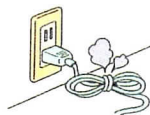
住宅からの火災を なくそう！

住宅火災の出火原因は電気関係が第1位

令和2年中の町田市内の火災件数は**103件**で、出火原因は、電気関係(29件)、放火・放火の疑い(28件)、ガス設備機器(14件)の順となりました。

住宅火災は**45件**発生しており、出火原因は電気関係が一番多く、全体の**4割**を占めています。
(令和2年中の火災件数は速報値です。)

POINT 電気火災の事例と対策



下の写真はテーブルタップに電気製品が接続されており、許容量を超える電力を与えられ、限界を超えて使用を継続したことにより、発熱し出火したものです。

電気製品の差込プラグ



テーブルタップ

電気火災の対策、チェックしてみよう！

- ☐ 定期的に掃除する
- ☐ 家具などの下敷き、折れ曲がり要注意
- ☐ 表示されている電氣量を確認して使用する

POINT 住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器は、火災の煙や熱を感知して音声や警報音で知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。設置年月を確認し、**設置後10年**を目安に本体の交換をしましょう！



つけて良かった！奉功事例

外出していた居住者が自宅付近で住宅用火災警報器の音を聞き、ガスレンジの火を消し忘れたことを思い出し、急いで自宅に戻り台所を確認すると、ガスレンジ付近で炎が立ち上がっているのを発見したため、台所にあったポットで水を汲みかけて消火しています。



ガスレンジの状況

「新しい日常」 における火災予防

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策で、飛沫防止用シートや消毒用アルコールを使用する機会が増えています。新しい日常における火災予防対策として以下の点に注意しましょう。

CAUTION 飛沫防止用シートに燃え移るかも！

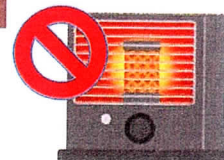
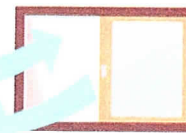
- ① 火気や熱を発する機器から距離をとる。
- ② 火災感知器やスプリンクラーの近くに設置しない。
- ③ 誘導灯を隠さない。避難経路に設置しない。
- ④ 飛沫防止に必要な分を設置する。
- ⑤ 燃えにくい素材のものを選ぶ。
- ⑥ 同じ素材なら板状のものを選ぶ。



消毒用アルコールの取扱い・保管・貯蔵に注意

3つの注意を忘れないで

- ① 火気の近くでは使用しない。
- ② 詰替えを行う場所では換気を行う。
- ③ ストープの前や直射日光が当たる、高温になる場所に保管しない。



NOTICE 消防署へ 届出・許可申請が必要かもしれません

アルコールは**濃度**や**数量**に応じて、消防署へ許可申請または届出が必要です。

消毒用アルコールは**濃度が60%以上**(重量%)の製品が危険物に該当します。

詳しくは、消防署にご相談ください。

上記の他、一定規模以上の百貨店等の物品販売店舗や飲食店等では、危険物に該当する消毒用アルコールの持ち込みが禁止される場合があります。持ち込むには申請を行い、消防署長の承認を受ける必要があります。

貯蔵・取扱う数量	届出・許可申請の有無
80L未満	届出・許可申請の必要はありません
80L以上 400L未満	届出が必要です
400L以上	許可申請が必要です